

## 水道施設維持負担金制度に係る届出の受付について

### 1 届出書類一覧

届出書類		部数
① 地下水等利用専用水道 新設・増設・改造届（第1号様式）		3部 (正1部、副2部)
② 地下水等利用専用水道に係る1年間の予定水量（第1号様式別紙）		3部
添 付 書 類	③ 位置図	3部
	④ 給水配管図（計測機器の位置及び仕様が分かるもの）	3部
	⑤ 地下水等処理システム仕様書、図面	3部
	⑥ 誓約書	3部 (正1部、副2部)
⑦ 委任状 <代理申請を行う場合のみ>		1部

※ ①～⑥をセットしたものを3部（正1部・副2部）提出してください。



※ 届出様式（①・②・⑥・⑦）については、京都市上下水道局ホームページにデータ（ワード及びエクセル形式）を掲載しています。

<掲載ページ>

上下水道局トップページ

→お客さまへ→水道施設維持負担金制度

（水道施設維持負担金制度に関する条例・規程・要綱も本ページに掲載しています。）

## 2 届出先

以下の窓口に来所のうえ、届出書類を提出してください。

【開庁日】月曜日～金曜日 【開庁時間】午前8時30分～午後5時15分  
(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

地下水等利用専用水道の設置場所が

北区、上京区、左京区、中京区、右京区、西京区(外畑地区除く) のお客さま

### 給水工事課(北部担当)

#### 【住所】

右京区太秦安井一町田町14  
(太秦庁舎 3階)

#### 【電話番号】

工事第1係 (075)841-3126  
(担当区域: 北区、上京区的一条通以北、  
左京区)

工事第2係 (075)841-3127  
(担当区域: 上京区的一条通以南、  
中京区、右京区、西京区(外畑地区除く))



地下水等利用専用水道の設置場所が

山科区、下京区、南区、伏見区、東山区、西京区外畑地区 のお客さま

### 給水工事課(南部担当)

#### 【住所】

南区上鳥羽鉾立町11-3  
(総合庁舎 2階)

#### 【電話番号】

工事第1係 (075)672-3507  
(担当区域: 山科区、下京区、南区、  
伏見区醍醐支所管内)

工事第2係 (075)672-3511  
(担当区域: 東山区、西京区外畑地区、  
伏見区(醍醐支所管内除く))

